

秋田県優良業務表彰実施要領

秋田県優良業務表彰要綱第8条に基づく必要な事項について、以下のとおり定める。

(表彰の種類)

第1 表彰の種類は次に掲げる各部門とする。

測量業務部門

地質調査業務部門

土木設計業務部門

調査点検等業務部門

(表彰の対象)

第2 表彰の対象は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 前年度に完了し、委託業務成績評定要領による成績評定を受理した業務であること。
- (2) 県内に主たる営業所を有する企業（公益的法人を含む。）が実施した業務であること。ただし、県が出資その他これに準ずる財産の拠出をしている公益的法人又は、県が人的援助として職員を派遣している公益的法人が実施した業務は対象としない。
- (3) 共同企業体による県外企業との業務でないこと。

(表彰の基準)

第3 選定基準は次のとおりとする。

- (1) 当該業務の成績評定点が85点以上であること。
- (2) 当該業務において事故等による減点がないこと。
- (3) 当該企業における前年度の委託業務成績評定点の平均点が県全体の平均点以上であること。
- (4) 当該企業において前年度及び表彰式開催日までの間において瑕疵修補又は損害賠償が実施されていないこと。
- (5) 当該企業が秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導（所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等）を、表彰年度の前年度及び表彰式開催日までに受けていないこと。
- (6) 各部門の受賞件数は、各部門毎の評定対象件数の1%を上限とする。（上位1%の件数は小数第1位を切り上げ整数止めとする）

(欠格事項)

第4 次の各号のいずれかに該当する場合は対象としないものとする。

- (1) 当該企業において前年度及び表彰式開催日までの間において、1か月以上の指名停止又は指名差し控えを受けた者。
- (2) 当該企業において前年度及び表彰式開催日までの間に、委託業務において成績評定が60点未満の業務があること。
- (3) その他、表彰に相応しくない事実が受注者にある場合。

(表彰の取り消し)

第5 当該業務において表彰後、不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は表彰式翌日から翌々年度の末日までとする。

(選考委員会)

第6 選考委員会については次のとおりとする。

- (1) 選考委員会は委員長が招集し、委員長は委員会を代表して委員会の議事を主宰する。
- (2) 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (3) 幹事会は、成績評定点のほか、自然的条件、社会的条件、品質向上における独自の取組、その他の事項について、業務内容を総合的に調査するものとする。